

Weekly Report

第557号
令和2年6月15日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

第二次補正予算による雇調金の拡充等

今年度第二次補正予算が成立し、新型コロナに対応した支援策が実施されます。

◆助成額の上限引上げなど、更なる拡充

雇用調整助成金の特例措置は、これまでに多くの拡充や申請手続きの簡素化などが行われており、今月12日時点での支給申請件数は累計16万4679件（前日比9126件増）、支給決定件数は累計9万2616件（同5421件増）となっています。

今回の拡充は、緊急対応期間を9月30日まで延長し、次の措置を本年4月1日に遡って適用します。

◎助成額の上限引上げ……企業規模を問わず、助成額の上限を1人1日あたり1万5千円（従来は8330円）に上げます。

◎解雇等を行わない中小企業の助成率の引上げ……解雇等を行わずに雇用を維持している中小企業の休業等に対する助成率を一律100%（従来は一定要件を満たす場合に100%）に上げます。

◆既に支給された事業主にも遡及適用

上記の措置は、本年4月1日～9月30日までの期間の休業等が対象となり、すでに支給された事業主などに対しても4月1日に遡って適用されます。

これに伴い、すでに支給された事業主などに差額（追加支給分）が支払われますが、手続きは不要です（過去の休業手当を見直し、従業員に追加で休業手当の増額分を支給した場合には手続きが必要）。

なお、雇用調整助成金の拡充のほか、小学校休業等対応助成金・支援金の上限度引上げ等や、中小企業の労働者が休業中に賃金の支払いを受けていない場合、労働者の申請で直接支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」が創設されます。

住民税の決定通知書で控除額等を確認

個人住民税は、前年の1月～12月までの所得等を基に計算された税額を、その翌年の6月から納付することになります。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、令和2年度の住民税が減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載された市町村民税（特別区民税）と道府県民税（都民税）の税額控除額を確認しましょう。

なお、新型コロナの影響により所得税の確定申告等の期限が延長されたため、申告内容が住民税額に反映されていない場合があります。その場合は後日、税額に変更通知が送付されます。

大口・悪質な脱税者に実施される査察

査察は、一般の税務調査と異なり、国税査察官（いわゆるマルサ）が大口・悪質な脱税者に対して、刑事責任を追及する特別な調査です。

国税庁によると、令和元年度中に処理した事案は165件で、脱税額の総額は約120億円（1件あたり7300万円）でした。そのうち116件を検察庁に告発しています（告発率70.3%）。

なお、令和元年度中に査察事件の一審判決が言い渡された件数は124件で、その全てに有罪判決が出されています。